

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (3万円/1世帯)のご案内

※受給には手続きが必要です。

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金 (1世帯あたり3万円) は、
 - ・令和5年度住民税非課税の世帯
 - ・令和5年の1月～12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

◆ 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

◆ 給付金の支給時期

福知山市が確認書 (または申請書) を受理した日から2週間前後が目安です。

◆ 支給対象世帯と申請の要否

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度
「住民税非課税」の世帯

申請は必要ありません。
福知山市から**確認書**が届きますので、
必ず返送してください。

【申込期限】
令和6年2月29日 (木)

詳しくは裏面「I」へ

令和5年1月～12月の収入が
減少し、**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯 (家計急変世帯)

申請が必要です

申請期間：令和5年8月 1日 (火)
～令和6年2月29日 (木)

【申請書】
市役所、各支所の窓口を設置。
郵送による取り寄せも可能です。

詳しくは裏面「II」へ

◆ 給付金の支給手続き

I 令和5年度の住民税が非課税の世帯

⇒ **住民票の世帯すべての方が**、令和5年度住民税非課税の場合

- 対象となる世帯には、福知山市から**確認書**が届きます。確認書には、給付内容や確認事項が書かれています。
- 書かれた内容を確認して、福知山市に**返送してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振込先の口座番号等に誤りがないこと。
- ②世帯の誰も、住民税課税となる未申告の収入がないこと。
- ③住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。



💡 オンラインでの申請も可能です。
希望される方は、左のQRコードから手続きしてください。

※オンライン申請ができるのは、確認書の③受給口座欄に記載されている
AまたはBの口座を利用される方に限ります。

《オンライン申請アドレス》

<https://logoform.jp/form/HsVz/282911>

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月～12月までの任意の1か月収入×1.2倍）が、市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。
（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、福知山市にお問い合わせください。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要です。**
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに福知山市社会福祉課の窓口へ、直接または郵送で提出してください。

❗ 「収入が減少することがあらかじめ明らかであった月」の収入をもとに給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

！ 注意！

給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、福知山市役所や福知山警察署、警察相談専用窓口（#9110）にご連絡ください。

◆ お問い合わせ

福知山市 福祉保健部 社会福祉課 「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」窓口
【非課税世帯に関すること】 0773-24-7087 【家計急変世帯に関すること】 0773-24-7012
受付時間 8:30～17:15（土日・祝日・12/29～1/3を除く）